

●助成額

予算の範囲内で、事業費の2分の1以内の額を助成します。ただし、事業費は最低5万円以上とし、交付限度額は20万円とします。なお、交付決定を受けた事業は、最高3年間助成を受けることができます。

対象となる助成費目

謝金（全体事業費の20%を上限とした額）、材料費、資料費、宣伝費、印刷費、記録費、通信費、運搬費、会議費



なお、次のいずれかに該当する経費は対象としません。

- (1) 給与等の人件費及び備品購入費
- (2) 専ら団体の運営に係る経費
- (3) 慰労会、反省会、派遣等の経費
- (4) 宗教に関する経費（神官、僧侶、お供え等）
- (5) その他町長が助成対象経費とすることが適当でないと認める経費

●選考基準等

対象事業は、審査会で選定します。主な選考基準は次のとおりです。

※審査会で事業のプレゼンテーションをしていただきます。

- (1) 湯梨浜らしさ
 - ◆ 湯梨浜の歴史文化資源や自然環境・景観など、地域の特色を生かしているか
 - ◆ 湯梨浜で暮らしている人、湯梨浜に関わりがある人を生かしているか
- (2) 実現性
 - ◆ 事業の目的・内容・実施体制が明確であり、実行可能か
 - ◆ 活動団体の規模・能力と事業が合っているか
- (3) 公益性
 - ◆ 事業の成果が、特定の町民や団体の利益につながるものではなく、多くの町民に幅広く還元されるものであるか
 - ◆ 町や地域の課題をつかみ、それに対応しようとしているか
- (4) 公開性
 - ◆ 事業内容を積極的に情報発信するように工夫されているか
 - ◆ より多くの町民が関心を持ち、事業に参加できるように工夫されているか
- (5) 斬新さ
 - ◆ 斬新な事業内容になっているか
 - ◆ 斬新な手法を取り入れているか
 - ◆ 他団体との協働など斬新な取り組み方を取り入れているか

●申し込み期限

令和8年3月27日（金）

●申し込み・問い合わせ

湯梨浜町役場まちづくり企画課

（電話）35-5311（ファクシミリ）35-3697

（メール）ykikaku@yurihama.jp

みんなで新しい湯梨浜町を創造しよう！

